

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、経営理念「いつも、人から。」に基づき、「人を信じ、人を愛し、人につくす」ことを大切に、社会に貢献し続ける企業グループを目指しております。これを実現し、企業価値の向上とお客様、株主・投資家の皆様をはじめとした様々なステークホルダーのご期待に応えるために、コーポレート・ガバナンスの強化を経営上の重要な課題と認識しております。こうした考えのもと、以下の取組みを進めております。

1. 執行役員制度を導入し、取締役会を活性化・高度化
 2. 取締役会から業務執行ラインへの権限委譲を進め、意思決定・施策実行をスピードアップ
 3. 取締役(執行役員を含む)の任期を1年にし、事業年度毎の責任を明確化
 4. 業績連動報酬体系を取り入れた役員報酬制度を導入し、業績向上、企業価値向上に向けたインセンティブを強化
 5. 社外取締役をメンバーとする指名委員会、報酬委員会を設置し、公正性・透明性を確保
- 百貨店事業を中核とする当社グループでは、お客様の視点に立った経営を進めるため、お客様の情報や日常の業務情報を迅速に把握して直接経営に反映させることが極めて重要と考えております。今後もこうした考えに基づき、「経営」から「現場」までの全マネジメントの段階で、コーポレート・ガバナンスを一元的に機能させてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコードの各原則について全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1 - 4 【いわゆる政策保有株式】

当社の企業活動においては多くの取引先・事業提携先を有しております。それらの先との親密な関係構築、維持、強化に繋がり、当社の経営戦略にも即し、その結果、中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合、その株式は保有していく方針といたします。議決権の行使につきましては、当社及び投資先双方の中長期的な企業価値向上に資するかどうかの観点から判断してまいります。

原則1 - 7 【関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役との間で会社法に定める利益相反取引を行う場合は、会社及び株主共同の利益を害することのないよう、複数の独立取締役を含む取締役会において審議した上での承認事項としております。取締役会においては実際の取引にかかる承認または報告の受領を通じて監視を行い、監査役においては高島屋監査役監査基準に則り監査を行っております。また、財務諸表等規則で定める関連当事者取引を把握すべく毎年定期的に取締役各々に確認しております。このほか、主要株主等の関連当事者との取引も第三者との取引と同様に、権限、規則に基づき社内承認手続を実施することとしております。

原則3 - 1 【情報開示の充実】

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループの経営理念につきましては、本報告書の「1.1.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」や、当社ホームページの企業情報「会社案内」内「経営理念(<http://www.takashimaya.co.jp/corp/info/rinen/>)」等で開示しております。そちらをご参照ください。経営戦略、経営計画につきましては、決算短信「中長期的な会社の経営戦略」等で開示しております。詳しくは、当社ホームページの企業情報「IR(<http://www.takashimaya.co.jp/corp/ir/>)」をご参照ください。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書の「1.1.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」で記載しております。そちらをご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員報酬決定の方針及び手続につきましては、本報告書の「2.1.機関構成・組織運営等に係る事項「取締役報酬関係」」に記載しております。そちらをご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役、監査役、執行役員候補者案・人事案につきましては、社外取締役が参画する任意の指名委員会において審議し、その後

取締役会にて決議しております。

社内取締役候補者及び執行役員候補者につきましては、当社グループを取り巻く経営環境や経営状況に対して課題解決していくための多角的理解力や判断力、及び候補者が有する経験、業績評価等を総合的に勘案し、指名・選任を行っております。社外取締役候補者につきましては、社外取締役に期待する役割を踏まえた上での各人の専門性や見識・経験等を考慮し、指名しております(社外取締役に期待する役割につきましては、補充原則4-11-1をご参照ください)。

常勤監査役候補者につきましては、適切な経営監督を行い、経営陣に対して提言を行うため、経営全般に対する高い知見を有しているかを考慮し、指名しております。社外監査役候補者につきましては高い知見に加え、財務・会計といった専門的知識を有しているかを考慮し、指名しております。

(5)取締役・監査役候補の指名理由

取締役・監査役候補者の個々の指名理由につきましては、定時株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載しております。

また、社外取締役・社外監査役につきましては、本報告書「2.1.組織構成・組織運営等に係る事項【取締役関係】

【監査役関係】」のそれぞれ「会社との関係」に記載しております。そちらをご参照ください。

なお、上に該当しない鋤納監査役に関する選任理由は以下の通りです。

鋤納監査役：経営企画グループ長、高島屋保険株式会社代表取締役社長などを経て、財務・会計をはじめとする会社の管理に関する知見を有していることから、監査役といたしました。

平本監査役：新宿店長などを経て2012年より東神開発株式会社常勤監査役を務めており、財務及び会計をはじめとする会社の管理に関する知見を有していることから、監査役といたしました。

補充原則4-1-1【経営陣に対する委任の範囲】

当社は会社の機関設計として「監査役会設置会社」を選択しております。法令に定める取締役会の専決事項は取締役会にて決議することで意思決定機能を果たしております。一方、執行役員制度を導入し、取締役会から業務執行ラインへ権限を委譲することで、意思決定の迅速化・高度化を図っております。取締役会はその業務執行に対する経営監督機能を果たしております。

なお、取締役会にて決議すべき内容、経営陣に委任する内容、経営陣の役割につきましては取締役会規則、取締役職務分掌規則、決裁規則等の社内規則にて明確に定めております。また、取締役、執行役員の任期を1年にすることで、事業年度毎の責任を明確にしております。業務執行機関といたしましては、常務会、店長会等の会議を設け、業務執行ラインにおける重要課題の審議・報告を行っております。

原則4-9【独立社外取締役の独立性判断基準】

社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準につきましては、会社法上の要件に加え、金融商品取引所の定める社外役員・独立役員の独立性に関する判断基準等を参考に、選任しております。

補充原則4-11-1【取締役会のバランス・多様性・規模に関する考え方】

当社取締役会は、定款上の定員に基づいた上で、多様性を確保し審議を活性化させるべく、経験や資質がバランスよく構成されるよう取締役候補者を指名しております。加えて、ステークホルダー視点での助言や、各分野での経験と見識に基づく経営監督とチェック機能を期待し、社外取締役が複数名構成されるようにしております。なお、取締役候補者の指名に関する方針につきましては、原則3-1(4)をご参照ください。

補充原則4-11-2【取締役・監査役における他の上場会社の役員兼任状況】

取締役・監査役の重要な兼職状況は定時株主総会招集通知の事業報告、株主総会参考書類で開示しております。そちらをご参照ください。

補充原則4-11-3【取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上させることを目的とし、2015年度より取締役会評価を行っております。2016年度は2017年2月に実施いたしました。

評価項目につきましては、コーポレートガバナンス・コードにおいて関係する原則等を踏まえ、当社取締役会が果たすべき責務・役割が発揮できているか、機能発揮のための適切な体制整備や取締役会運営ができていないか、といった視点で実施いたしました。

評価の手法といたしましては、全ての取締役11名、監査役4名に対してアンケートを実施いたしました。その後、社外取締役3名、社外監査役2名に対してはアンケート結果を基にしたヒアリングを実施いたしました。そのアンケート・ヒアリング結果を踏まえ、2017年2月取締役会において、取締役会の自己評価を行いました。

アンケート・ヒアリング内容は概ね肯定的な結果であり、その結果、当社の取締役会として果たすべき意思決定や経営監督の機能発揮や、機能発揮のための体制整備および運営に大きな問題がないことが確認されました。

一方で、社内外の取締役、監査役より、更なる取締役会の実効性向上のための前向きな改善意見が提出されました。具体的には、昨年度に引き続き、会社の方向付けに関する議論時間の拡充や更なる社外取締役への情報提供、任意で設定している指名委員会・報酬委員会と取締役会との連携の強化等が必要であることが確認されました。これらの課題に対しては個別対策も同取締役会内で検討され、次年度取締役会より順次実行いたします。

今後も、年に1回の取締役会評価をPDCAサイクルに基づき実施することで、更なる実効性の向上に努めてまいります。

補充原則4-14-2【取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は新任執行役員及びグループ会社新任取締役・監査役に対して、取締役・監査役の義務・権限及び責任に関する社内セミナーを行い、必要な知識の習得に取り組んでおります。

また、社内取締役ならびに常勤監査役は随時、社外教育機関の主催する経営者講座やセミナー等に参加することで、取締役・監査役に求められる戦略的な思考力や判断力の向上及び社外ネットワークの構築等に努めております。
社外取締役と社外監査役に対しては、当社に関する理解を深めるべく、就任時における当社の関連諸規則、事業内容、組織、戦略・方針、経営課題等に関する説明会の実施や、その後も都度必要情報の提供を行うことで、知識の習得を支援しております。

原則5 - 1 【株主との建設的な対話に関する方針】

株主・投資家の皆様との建設的な対話は、当社の持続的な成長と企業価値の向上に欠かせないものと認識しております。また、その実現のために、公平で透明性の高い情報開示に努めております。株主・投資家の皆様との対話につきましては、取締役社長を頂点として、IR担当役員及び担当部署である広報・IR室が一体となって、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションにあたってまいります。また、必要に応じて他の関連部署との連携をとりつつ、株主・投資家のご要望にお応えしております。

株主・投資家の皆様に対しましては、取締役社長をメインスピーカーとして半期ごとに決算説明会と数回のスモールミーティングを開催しております。また、機関投資家の皆様を中心に適宜個別のインタビューに対応しております。個人株主・投資家の皆様に対しましては、ホームページを活用して、公平な情報開示に努めております。さらに株主アンケートの実施により、株主のご意見を把握することに努めております。

株主・投資家の皆様との対話により頂戴したご意見やご要望につきましては、マネジメント及び社内関連部署に対して、適宜フィードバックを行い、業務執行に活用する体制を構築しております。

株主・投資家の皆様との対話にあたり、IR担当部署のみならず社内関連部署におきましても、決算発表前に適切な沈黙期間を設け、利害関係者との接触を避ける等、インサイダー情報の徹底した管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	30,354,000	8.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	22,821,000	6.53
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	17,774,000	5.09
日本生命保険相互会社	9,923,880	2.84
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	6,699,818	1.92
高島屋共栄会	6,657,144	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	5,958,000	1.70
BBH FOR VANGUARD INTERNATIONAL VALUE FUND - EDINBURGH	5,539,000	1.58
相鉄ホールディングス株式会社	4,805,000	1.37
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,683,768	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

当社は自己株式6,028,353株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
また、割合は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中島 馨	弁護士													
後藤 晃	その他													
鳥越 けい子	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 馨		*大末建設株式会社社外監査役	*弁護士としての専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役といたしました。 *独立性基準への抵触や属性情報への該当がなく、また現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはないため、独立した立場から当社に対する有益な助言や経営の監督を行っていただけると考え、独立役員に指定しております。

後藤 晃		*学識経験者としての専門知識と豊富な経験、および元公正取引委員会委員の経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役といたしました。 *独立性基準への抵触や属性情報への該当がなく、また現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはないため、独立した立場から当社に対する有益な助言や経営の監督を行っていただくと考え、独立役員に指定しております。
鳥越 けい子	*日本サウンドスケープ協会理事長	*学識経験者としての専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため、社外取締役といたしました。 *独立性基準への抵触や属性情報への該当がなく、また現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはないため、独立した立場から当社に対する有益な助言や経営の監督を行っていただくと考え、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	6	0	4	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	6	0	4	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会の諮問機関として設置され、適宜開催し、取締役、執行役員等の人事と報酬に関して、審議を行い取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、有限責任あずさ監査法人との間で監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。なお、監査役及び監査役会は会計監査人から監査計画や監査結果等の報告を定期的に受けるとともに意見交換を行うなど、緊密な連携体制を構築しています。内部監査機関として設置している業務監査室は、定期的に会計監査と業務監査及び財務報告に係る内部統制評価を行い、諸法令や社内諸規則の遵守状況、経営活動全般にわたる管理・運営状況、重点施策の執行・浸透状況を独立した立場から検討・評価し、その結果に基づく問題点の指摘及び改善の方向性の提案を行っております。また、業務監査室は監査役への監査結果の報告や意見交換を定期的に行うことにより、監査の質的充実に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
武藤 英二	他の会社の出身者													
西村 寛	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武藤 英二		*株式会社群馬銀行社外取締役 *出身元である日本銀行は、当社法人事業における取引先(販売先)であります が、その取引高が当社売上高に占める割合は軽微であるため、独立性への影響はございません。	*日本銀行理事などとしての経験があり、財務および会計に関する適切な知見を有していることから、社外監査役といたしました。 *独立性基準への抵触や属性情報への主な該当がなく、また現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはないため、独立した立場から当社取締役の職務執行に対する監査を行っていただけると考え、独立役員に指定しております。
西村 寛		*至誠清新監査法人代表社員 *至誠清新税理士法人代表社員	*公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する適切な知見を有していることから、社外監査役といたしました。 *独立性基準への抵触や属性情報への該当がなく、また現在・最近及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場にはないため、独立した立場から当社取締役の職務執行に対する監査を行っていただけると考え、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は、グループ・単体業績及び担当部門業績の目標達成度や重点課題に対する達成度に基づき算定しております。その他の施策といたしましては、自社株式取得報酬の支給を行っております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

直前事業年度(2015年(平成27年)3月~2016年(平成28年)2月)における取締役12名の報酬等の額は317百万円(うち社外取締役3名28百万円)です。なお取締役の人数及び報酬等の額には、第150回定時株主総会にて決議された役員賞与35百万円、及び、2015年(平成27年)5月19日開催の第149回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬等の額を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、役員報酬の決定プロセスにおける公正性・透明性を確保する目的で、社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置し、同委員会で取締役・執行役員の評価及び個人別報酬額について審議しております。役員報酬体系は、基本報酬と賞与で構成されており、基本報酬には、単年度の業績に応じて支給する業績連動報酬を導入しております。また株主・投資家の皆様と利益やリスクの共有化を図り、中長期的な業績向上への取り組みを促すことを目的に、自社株式取得報酬を導入しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対して適宜社内情報等の資料を提供するなどし、スムーズな経営判断に繋がるよう取り組んでおります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会の活性化・高度化及び経営の公正性・透明性の確保を図るため、以下の体制を採用しております。

取締役会においてグループ全体最適の視点から活発な議論と適切な意思決定が行われるよう、執行役員制度を導入し、取締役の員数をスリム化しております。また広い視点に立った有益な助言を得ることを企図して、11名の取締役のうち3名を社外取締役としております。

重要な業務執行の決定や取締役の職務執行の監督を行う取締役会(原則月1回開催)のほか、取締役会において決定された経営の基本方針に基づき、取締役社長が行う全般的業務の執行及び統制に関する審議機関として「常務会」(取締役社長、専務取締役及び常務取締役等、男性18名、女性3名で構成)を設置しております。「常務会」は通常月1回開催し、取締役会に付議する事項や代表取締役又は常務取締役が決裁すべき事項のうち審議を必要とする事項、代表取締役又は常務取締役の業務執行のうち報告を必要とする事項等の審議・報告を行っております。

任意の「指名委員会」「報酬委員会」を設置しております。「指名委員会」においては、社外取締役を参画させ、取締役・執行役員の候補者案・人事案を審議しております。「報酬委員会」においては、社外取締役を委員長として、取締役・執行役員の評価及び個別報酬額を審議しております。

監査役会は、常勤監査役2名と社外監査役2名の計4名(男性4名)の監査役で構成され、原則年9回開催し、監査に関する事項等の協議・決議・報告を行っております。また監査役の機能強化に向け、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査体制の強化により、コーポレート・ガバナンスの実効性を上げることが最適であるとの考えのもと、監査役制度を採用しております。また、取締役会の活性化・高度化に向けて、グループ全体最適の視点から活発な議論と適切・迅速な意思決定が行われるよう、執行役員制度を導入するとともに、ステークホルダー視点での助言や、各分野での経験と見識に基づく経営監督とチェック機能を期待し、当社との利害関係のない社外取締役を複数名選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	*総会期日の約3週間前に発送。
集中日を回避した株主総会の設定	*多くの株主が出席しやすいよう、集中日を回避して実施。
電磁的方法による議決権の行使	--
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	*(株)ICJの議決権行使プラットフォームを利用。
招集通知(要約)の英文での提供	--
その他	*当社ホームページに招集通知を早期掲載(株主総会招集通知発送の数日前より開示)。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	*半期毎(中間及び本決算発表時)に、決算説明会として開催。 直近では、2016年(平成28年)4月12日及び10月7日にそれぞれ開催し、社長による 1. 決算説明と次期決算予想(営業戦略含む)、2. 長期プランの進捗、 3. 長期プランのローリング内容等の説明と、それに続けて質疑応答を実施(3.は4月開催時のみ)。	あり
IR資料のホームページ掲載	「企業情報」にて会社案内(トップメッセージ、経営理念、会社概要等)、 株式・株主様情報(株主メモ、株主総会関連、株主レポート等)、 IR情報(決算短信・四半期業績、月次営業情報、有価証券報告書)等を掲載。	
IRに関する部署(担当者)の設置	*IR担当部署: 広報・IR室 *IR担当役員: 代表取締役社長 兼企画本部長 木本茂 *IR事務連絡担当者: 広報・IR室長 園田早苗	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	*企業及びグループ構成員の意思決定や行動にあたっての基本的な価値観(判断基準)である「経営理念」の中で、お客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などグループに関わるすべてのステークホルダーに対し、「人を信じ、人を愛し、人につくす」ことを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献することを規定。
環境保全活動、CSR活動等の実施	*2001年(平成13年)に全店でISO14001を取得し、環境マネジメントシステム(EMS)の強化と省エネ・省資源、廃棄物削減などを実施。また環境に係わる費用対効果(環境会計)を社内外へ開示。 *CSR教育の実施や社内報への定期的な掲載により、CSRを社内へ浸透。 *CSRの視点から、企業活動についてPDCA手法により取組み状況を継続的に確認。 *当社グループCSRの取組みをWEBで公開。

<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>*当社グループへの信頼と経営の透明性向上に向け、公正かつ適時・迅速な情報開示を推進。 *コンプライアンスリスクに関する情報についても、危機管理の主管部署である総務部に集約し社内での迅速な共有化を図るとともに、社外のステークホルダーに対する適切かつ積極的な情報開示を推進。</p>
<p>その他</p>	<p>女性の登用に関する現状</p> <ul style="list-style-type: none"> *取締役は男性10名、女性1名(うち社外取締役は男性2名、女性1名)、執行役員は男性8名、女性3名で構成。 *女性管理職比率は、2016年3月現在20%達成。教育・研修・制度の充実により「安心して働ける企業」づくりに、2016年度以降も取り組んでいく。 *平均年齢は、40歳を超え、離職率も約1%を維持(2015年度実績)。 <p>女性の登用促進に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> *多様な勤務パターンを選択できる「育児短時間勤務制度」を始め、両立支援制度による、「働き続けられる会社」としてのサポート策の充実。 *年次有給休暇のうち新たに2日を計画付与とする制度を導入、仕事と家庭の両立を推進。 *育児経験のある管理職と育児勤務者とのメンタリング制度、男女を問わず管理職育成を促進する研修への実施など、女性のキャリア意識醸成と次世代の女性管理職の早期育成に向けた取り組み。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

経営戦略や事業目的等を組織内に浸透させ、i)業務の有効性及び効率性、ii)コンプライアンス、iii)財務報告の信頼性確保、iv)資産保全を図るために、内部統制システム及びリスク管理体制(以下、総称して「内部統制システム」)の整備は必要不可欠であります。また当社グループがお客様や株主などステークホルダーの皆様との信頼関係を深め、社会的責任を重視した経営を持続的に推進する上で、その支えとなるのが内部統制システムであると考えております。

こうした認識のもと、下に記載の基本方針に基づき、内部統制の体制整備を行っております。

コミュニケーション・情報開示については、経営トップ自らが「現場」との双方向コミュニケーションに継続的に取り組み、課題の迅速な把握に努めるとともに、社外ステークホルダーの皆様に対して適時・適切な情報開示を推進しております。

モニタリング(監視活動)については、内部統制を維持・強化するための補完機能として位置づけ、業務監査室による業務プロセスの定期的な監査を行うとともに、内部通報窓口「コンプライアンス・ホットライン」を設置するなど機能強化を図っております。

今後も内部統制強化に積極的に取り組み、すべてのステークホルダーのご期待に応える、公正で透明な企業活動を行ってまいります。

<「内部統制システム」の整備に関する基本方針>

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすところを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップをはじめ全取締役は、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践するために、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、その浸透・定着を図ります。
- イ. 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督するとともに、実効性あるグループ全体の内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの運用状況や課題について定期的に確認します。
- ウ. 監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めます。
- エ. 当社は、社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取り組み状況等をグループ横断的に検証し、強化します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報を、当社の文書規則に従い、適切に保存し、管理します。

(3) 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行います。併せてリスク発生を未然に防ぐ予防体制を強化し、ラインを通じてリスク管理の徹底を図ります。
- イ. 「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努めるとともに、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるよう、常に管理体制を見直し、強化します。
- ウ. 当社は、反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規則は、法令の改廃・職務執行の一層の効率化など、その必要性が生じた場合には、適宜見直しを図ります。
- イ. 当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、PDCAによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。

(5) 当社及びグループ各社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、CSR視点に立った意識風土改革を進めます。
- イ. 当社は、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。また、新たな取り組みに関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしていきます。
- ウ. CSR推進室及び人事部は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。
- エ. 当社は、社内(グループ各社を含む。)の不正行為等の通報を受け付ける窓口として、「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営します。通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者に不利益が及ばないことを確保します。
- オ. 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所(グループ各社を含む。)において会計監査及び業務監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めます。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長をはじめ各取締役・監査役に報告します。

(6) グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- イ. 当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。
- ウ. グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役に対し直属の部下として専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する体制を整備します。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
ア. 監査役付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定します。
イ. 当社は、監査役付の使用人の任命及び異動について、監査役の事前の同意を要することとします。
- (9) 当社及びグループ各社の取締役等が当社監査役に報告するための体制
ア. 当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告します。
イ. 監査役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。
ウ. 当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査役会に報告します。
- (10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。
- (11) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。
イ. 監査役は、取締役会のほか、常務会、経営PDCA、高島屋グループCSR委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。
ウ. 監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。
エ. 監査役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、経営理念「いつも、人から。」の実現に向け、経営者・従業員が一体となって実践する指針のひとつに「社会から信頼される行動」を掲げています。この指針に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、決して屈することなく毅然と対処し、排除いたします。

そのために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置しております。具体的には、万一、反社会的勢力から各店、各事業部及びグループ会社が不当な要求を受けた場合、同室が迅速かつ一元的にその情報を収集・分析し、必要に応じて警察等の関係官庁や弁護士等の外部専門機関と連携しながら指導・助言を行うことにより、グループ一体となって解決を図る体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

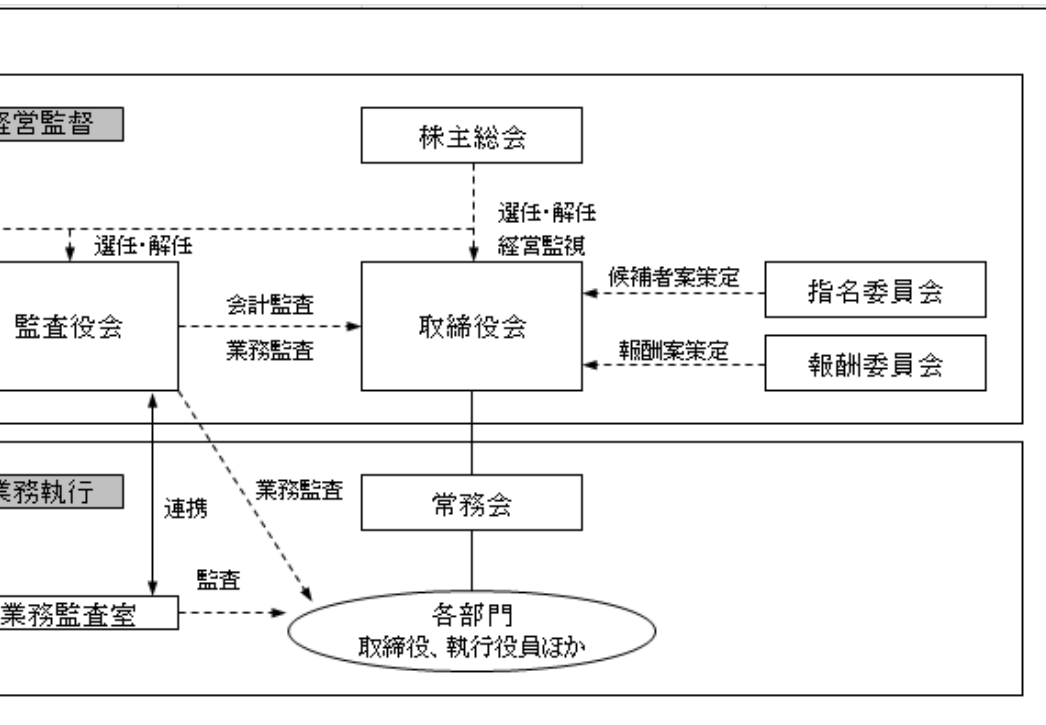
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

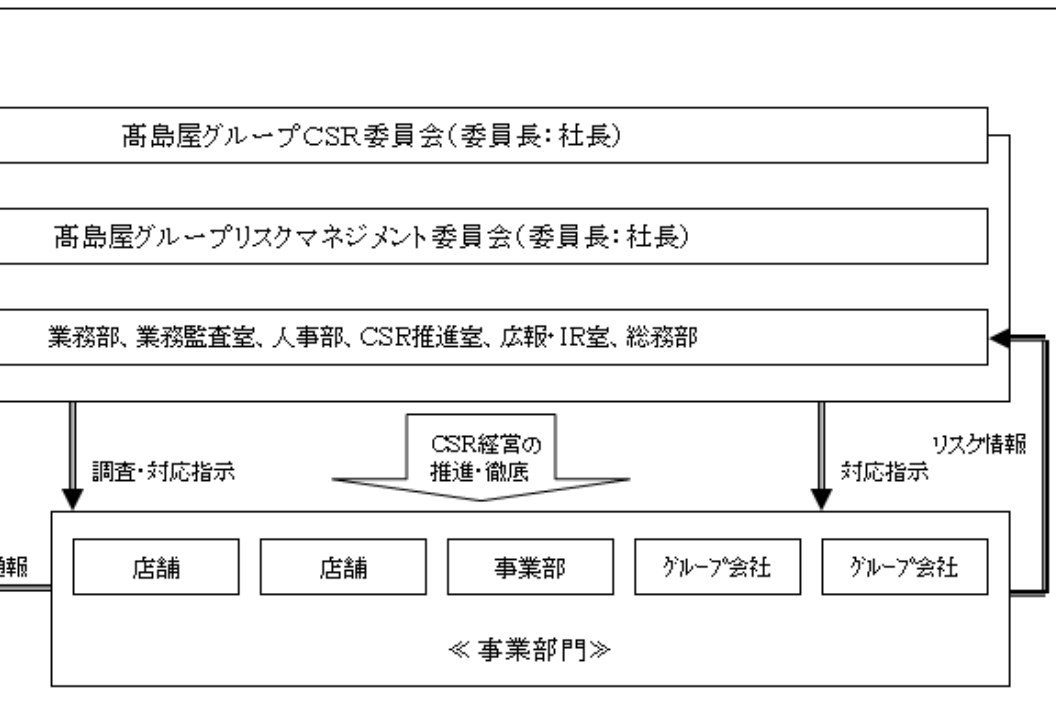
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

会社情報の適時開示窓口は「広報・IR室」に機能を一元化しています。

開示決定は、常務会、取締役会、高島屋グループCSR委員会が行っています。

必須開示事項だけでなく、積極的な情報開示の推進という観点から、広報・IR室が必要と判断したものについては、任意の開示を行っています。





図>

